

東南アジアの輸出管理

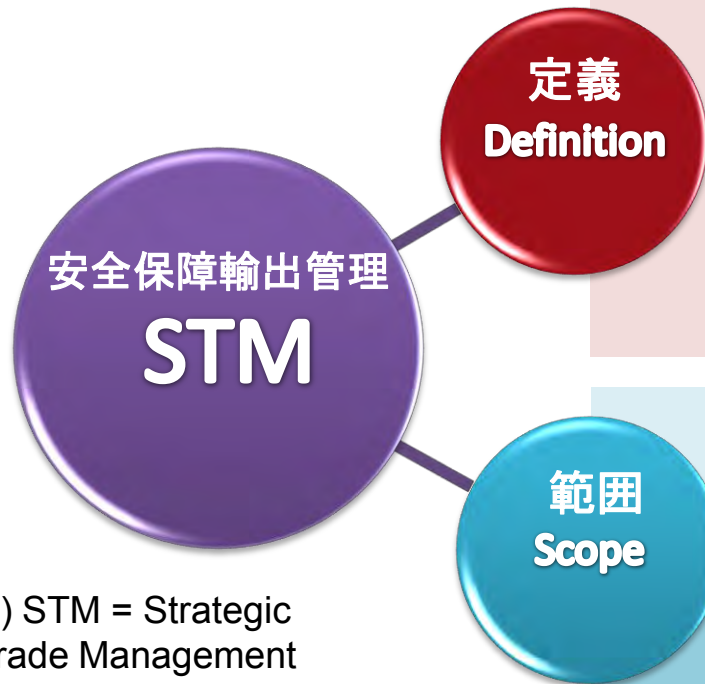
東南アジアの輸出管理制度の現状

2014年3月22日

CISTECアドバイザー

兼光 達也

安全保障輸出管理とは？



- 大量破壊兵器とその運搬手段の拡散を抑制するための法と規則
- リスト規制貨物や技術にはどこの国向けへの輸出でも政府の許可が必要
- 通例、国際的な合意に基づいている

(1) 両用品目（民生品と軍事情品）

(2) 武器品目（通常兵器と大量破壊兵器）

(3) その他品目は“キャッチオール”規制

(*) STM = Strategic Trade Management

アジア地域での一般的呼称

Export Controlや Security Trade Control などの言い方もある

東南アジア主要国の輸出管理概略

■ 特色:

- 大量破壊兵器キャッチオール規制及びワッセナー型のデュアルユース品目輸出管理を行っているのは、アセアン内ではシンガポールとマレーシアのみ
- シンガポール、マレーシアは正式には4大国際レジームの正式メンバーではないが、自国法令にてメンバー国とほぼ同様レベルの輸出管理法制度を導入した。
- その他の国は武器品目、CWC (Chemical Weapon Convention) の化学兵器等は、それぞれ個別の法律で規制している

	シンガポール、マレーシア		タイ、フィリピン、ベトナム、インドネシア	
	法制度	執行	法制度	施行
デュアルユース品目	○	○	X	X
武器やCWC	○	○	○	○

マレーシアの輸出管理

- 基本法令：
Strategic Trade Act 2010 (“STA” – 戦略貿易法)
- 法制化の時系列：
 - 法律の公布： 2010年6月10日
 - Strategic Trade Secretariaの創設： 2010年7月
 - 細則 (Regulation & Orders) 発表： 2010年12月31日
 - 許可発給開始(原子力品目のみ)： 2011年1月1日
 - 許可発給開始(その他全ての品目)： 2011年4月1日
 - 税関申告チェックを含む本施行開始： 2011年7月1日
 - ePermit システム電子許可申請本稼動： 2012年3月1日

マレーシアの輸出管理

- Strategic Trade Act 2010 (“STA”) 導入の背景
 - 国連安全保障理事会決議に沿う制裁、及びテロ対策
 - イスラム教徒が多く、中近東(特にイラン)との結びつき、およびそれを懸念する米国政府の圧力
 - 国際レジーム規制品目の横流れ懸念
 - 従来の法制度(関税法等)では欧米や日本並みのデュアルユース品目の輸出管理ができていなかった
 - 先進国から海外投資を呼び込む為の輸出管理法制度インフラ構築

マレーシアの輸出管理

- Strategic Trade Act 2010 (“STA”)の特色
 - 4大レジームに準拠した規制品目リスト： EUのデュアルユースリストを踏襲
 - 大量破壊兵器キャッチオール規制を実質的に導入
 - シンガポールの輸出管理法制度と似ている
 - 少ない許可例外： 日本の小額特例、あるいは米国EARの様々な許可例外のようなものが存在しない
 - 厳しい罰則： 故意の違反で最悪の場合、死刑あるいは終身刑
 - “Prevailing Law”(他の法律に優先)： 既存の法律と矛盾や不一致が発生する場合は、STAが優先されて適用される

マレーシアの輸出管理

- Strategic Trade Act 2010 (“STA”)の規制対象行為
 - Export(輸出)
 - Transhipment(積替え)
 - Transit(通過)
 - Brokering(仲介行為)
 - Intangible Transfer of Technology(無形技術移転)

Note: Transhipment(積替え)とTransit(通過)の定義

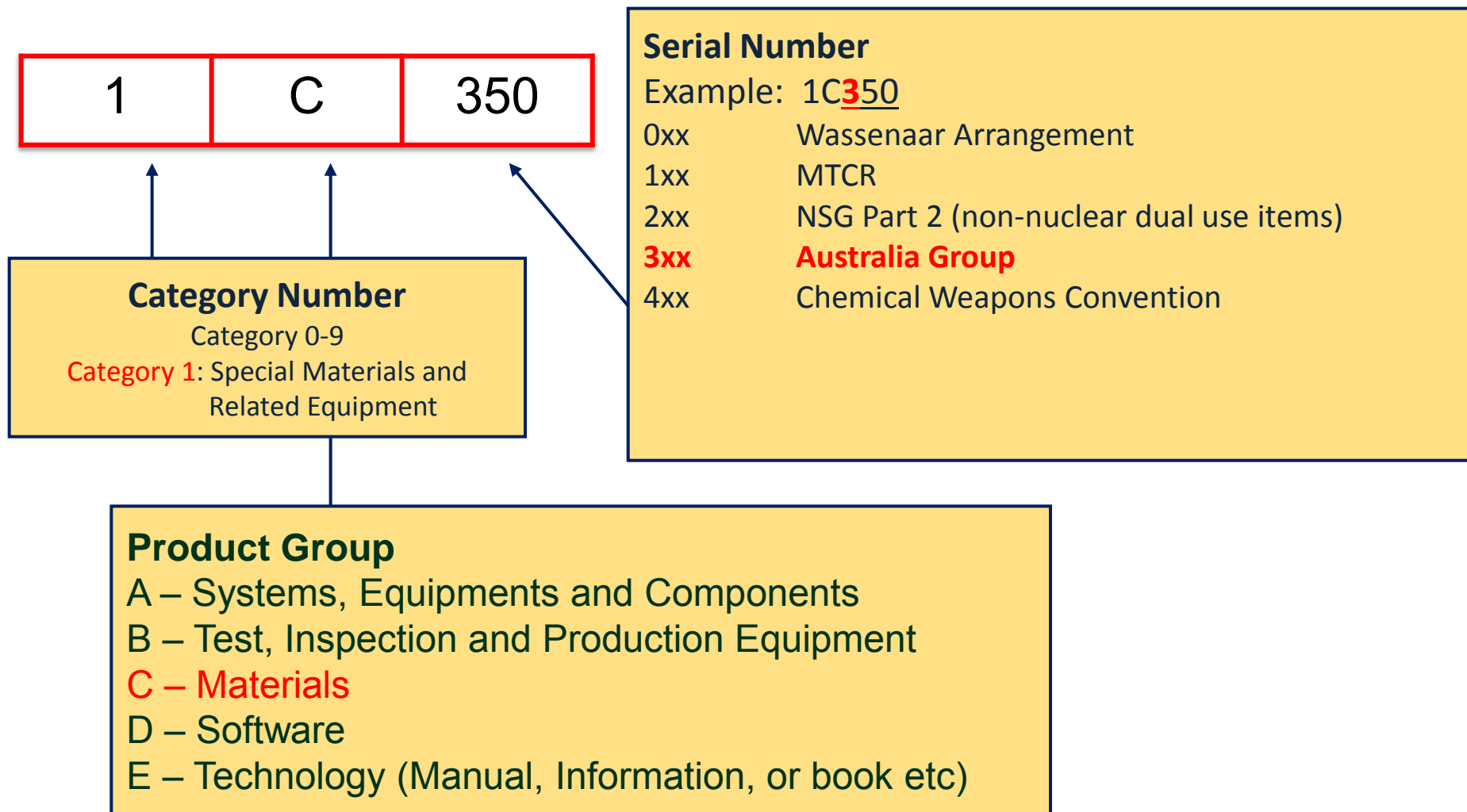
- Transhipment(積替え): 運送状に基いてマレーシアに持ち込んだ運搬手段から品目を積み下ろし、それらをマレーシアから持ち出す目的で同じか別の運搬手段に積み込むこと
- Transit(通過): マレーシアに品目を持ち込み、陸揚げや積替えを行うかどうかを問わず、持ち込んだときと同じか他の運搬手段でマレーシア国外に持ち出すこと。ただし外国の運搬手段が国際法に従ってマレーシアを通過する場合は規制対象としない

マレーシアの輸出管理

- 主管所轄官庁：Ministry of International Trade & Industry (“MITI” – 国際貿易産業省)
- その他輸出許可発給機関：規制品目により複数官庁による許可発給役割分担
 - Malaysian Communication and Multimedia Commission
 - Atomic Energy Licensing Board
 - Pharmaceutical Division, Minister of Health
- 許可確認や取締り：
 - 税関 (Royal Malaysia Customs) や警察、マレーシア海事執行庁など

マレーシアの輸出管理

4大レジームに準拠したEUのデュアルユースリストを踏襲



マレーシアの輸出管理

■ エンドユース規制

- STA第12項(1)で、リスト非掲載品目のエンドユース制限という名目で、実質的に大量破壊兵器キャッチオール規制を導入
- リスト非掲載品目を輸出、積替え、通過を行う場合で、“制限された活動”(*)に使用されると、
 - 知っている場合
 - 信ずるに足る理由がある場合、又は
 - 関係当局からインフォームを受けた場合
- その行為実施の30日以上前に、関係当局に通知が必要
- 関係当局が可否を判断し、許可証を発行あるいは否決

(*) “制限された活動”とは、大量破壊兵器やその運搬システムの開発、製造、使用、維持、貯蔵、保管などを指す。

マレーシアの輸出管理

- 制限エンドユーザー規制 (Restricted End-User)
 - 特別許可(Special Permit) が必要
 - 対象は、国や地域のみ(個人や団体は指定されていない)
 - 対象: 北朝鮮、イラン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、レバノン、スーダン、リビア、アフガニスタン、イラク、リベリア、ルワンダ、ソマリア、エリトリア
 - 制限内容は一律的な禁輸ではなく、品目と国により様々
- 禁止エンドユーザー規制 (Prohibited End-User)
 - 全ての輸出、積替え、通過などを禁止する
 - 対象は、大量破壊兵器関連の活動に関わっているとされる北朝鮮とイランの個人、団体のみ
 - 特定の国や地域は禁止エンドユーザーとはなっていない

マレーシアの輸出管理

- 域外適用 (Extra-territorial application)
 - STAのClause 4 には域外適用の条項がある
- STA第4項(1)の概要
 - STAの違反に対してマレーシア政府は域外でも刑事訴追を行い、違反者の国籍や、マレーシア国内外を問わない。
 - **The STA will enable extra-territorial criminal jurisdiction to be claimed by Malaysia for offences under the STA which are committed outside Malaysia regardless of the nationality of the offender.**
(出典: Malaysia MITI web site, STA 2010 Info pack より)
- 注意: 米国の再輸出規制の域外適用(第3国から第3国への再輸出規制)と同様のものではない。

マレーシアの輸出管理

■ 輸出・積替え・通過のライセンス制度概略一覧

ライセンス種類	概略と特徴	所要日数 (カレンダー日)	有効期間
個別許可 (Single Permit)	一回限りの許可で出荷毎の発給 (* 電子申請の場合)	30日 (*5日)	6ヶ月
包括許可 (Bulk Permit)	一つの輸出国や出荷先への、複数回の出荷の有効期限内包括許可証	30日	2年
複数用途許可 (Multiple Permit)	複数の輸出国や出荷先への、複数回の出荷の有効期限内包括許可証	30日	2年
特別許可 (Special Permit)	制限エンドユーザー向けの一回限りの出荷毎の許可	30日	1年
その他要件	社内コンプライアンスプログラム (ICP) に基いた確固たる管理体制と業務手続がなされていることが、包括や複数用途許可の必須要件。 MITIのSTA2010ウェブサイト内にICPのガイドラインやチェックリストがある。		

マレーシアの輸出管理

■ 仲介 (Brokering) 規制について

- 仲介の定義： 自身により、又は代理による、
 - 品目の購買、資金調達、運搬、販売又は供給の交渉、手配又は促進
 - そうした品目の購入、販売、又は供給
 - 実際には第3国から第3国への仲介貿易が主な想定規制対象
 - 注意： 定義としてはかなり幅広い。例えばシンガポールの同様の仲介規制では、通達により輸送業、金融業、保険業、を営む者には適用されないとなっているが、マレーシアではこれらを含む幅広い表現になっている。

- 規制品目 (strategic items) が大量破壊兵器関連の以下の要件に該当する場合は、登録が必要となる。
 - 知っている場合
 - 信ずるに足る理由がある場合、又は
 - 関係当局からインフォームを受けた場合
- 仲介登録所要日数 - 30営業日、有効期間 - 1年

マレーシアの輸出管理

- ライセンス除外規定について (規程: STA Regulation 25)
 - 積替え (Transship) と通過 (Transit) にはライセンス除外規定がある。
 - 条件: 以下の条件を全て満たすこと
 - 貨物がマレーシアに持ち込まれた後、直ちに保税地域 (Free Trade Zone) に搬入され、マレーシアから持ち出されるまで保税地域内にずっと留置きされる
 - 貨物が保税地域に留置きされる期間が30日以内である (運搬手段は陸海空を問わない)
 - 本除外規定の対象外 (つまり許可が必要なもの)
 - Regulation 25 - Third Schedule記載の機微品目は除く (軍事品目や 原子力関連、一部の機微な化学製品など)
 - 注: 以前は暗号関連製品はこの対象であったが、2011年12月の Regulation改正で除外された
 - キャッチオール規制に該当や制限・禁止エンドユーザー向けの場合も本除外規定の対象外となる

マレーシアの輸出管理

■ STA違反罰則規定概要 (実際はケース毎に細かく罰則が規定されています)

他国の輸出管理違反に比べて非常に厳しい罰則規定	
(A) 故意の違反で結果として死者があった場合(例:テロ行為など)	
個人	死刑又は終身刑
法人	最低3,000万リンギット(約9億3,000万円)以上の罰金
(B) その他 (A) 以外の場合	
個人	(1) 懲役 ≤ 10年(両罰併科あり) (2) 罰金 ≤ 1,000万リンギット(約3億1,000万円)
法人	最低1,000万リンギット(約3億1,000万円)以上の罰金



シンガポールの安全保障輸出管理制度

概況

所轄官庁

- 貿易産業省 (MTI)
- シンガポール税関 (SC)

規制リスト

- 軍事品目リスト
- デュアルユースリスト
- EUの規制リストを採用

ライセンス

- Tier 1 ライセンス – 単一品目の個別許可
- Tier 2 ライセンス – 複数の品目を単一の仕向先、或は単一の品目を複数の仕向先へ(事前認可制度)
- Tier 3 ライセンス – 複数の品目や出荷を複数の仕向先へ(事前認可制度)
- Tier 2 と3は申請者がTradeFIRSTで一定のレベル以上の評価が必要。これは安全保障管理とSecure Trade Partnershipが合わさった制度。

罰則

- 初回の違反は、SGD 10万ドル以内、又は貨物の価格の3倍、又、2年以内の禁固刑
- 2回目以降は、SGD 20万ドル以内、又は貨物の価格の4倍、又、3年以内の禁固刑
- 輸出特権の剥奪

違反の執行

- 厳格な執行
- 企業による厳しい自主管理が要請される
- 透明性の高い違反自己申告制度
- 事前輸出申告制度が2013年4月より施行された

その他東南アジア諸国の輸出管理

■ 主な特色と日本との相違点

- 個別品目での輸出管理法制度自体は存在するが、ワッセナーのデュアルユース品目規制ではない。ECCN体系のリスト規制もなし。
- 品目により異なった法律で、複数の省庁が管轄する。
- 主な輸出規制品目は危険物、爆薬、武器やCWC(化学兵器禁止条約)の化学品など。
- 大量破壊兵器キャッチオール規制に相当する用途・需要者による規制法制度もない。
- 近年、タイやフィリピンではシンガポールやマレーシアの後を追ってワッセナー型の輸出規制を導入を検討し始めている。

タイの輸出管理制度

概況

所轄官庁

- 商務省 外国貿易局 (DFT)
- ワーキング委員会が設置されている

規制リスト

- 現在、安全保障輸出管理の包括的な規制リストはない
- 既存の国内法令では一部の機微な品目の輸出入を規制している
- EUのデュアルユースリストを採用予定
- キャッチオール規制を盛り込む予定
- DFTのウェブサイト EUリストのオンラインデータベースがある

ライセンス

- 可能性: 個別許可と包括許可の制度
- 可能性: 許可発給は複数の省庁となる

罰則

- 未定: 安全保障輸出管理の制度の整備途上

違反の執行

- 不明: 安全保障輸出管理の制度の整備途上



フィリピンの輸出管理制度

概況

所轄官庁

- 現在、安全保障輸出管理の正式な政府官庁はなし
- 暫定的に大統領府が管轄
- 技術ワーキンググループが設立され、法案 HB4030を作成、2013年7月からの第16回国会用に修正され提出された
- 提案された所轄官庁組織は、おそらく“Strategic Trade Management Authority”となり、Strategic Trade Management BoardとStrategic Trade Management Officeから構成される見込み

規制リスト

- 現在、安全保障輸出管理の包括的な規制リストはない
- 既存の国内法令では一部の機微な品目の輸出入を規制している
- 修正され第16回国会に提出されたHB4030ではEUの規制リストを採用することが提案されている

ライセンス

- HB4030(案)の中では、輸出者はライセンス発給の担当省庁への登録が必要となる。どの担当省庁でもカバーされない品目は審議会へ上げられることとなる。

罰則

- HB4030(案)の中での罰則は、懲役、罰金、及び輸出特権の剥奪が含まれている。

違反の執行

- 安全保障輸出管理での執行はない。制度の整備途上

インドネシアの輸出管理制度

概況

所轄官庁

- 貿易省 (MOT) 又は 産業省 (MOI) 又は;
 - 原子力エネルギー規制庁 (Badan Pengawas Tenaga Nuklir - BAPETEN)
- どの省が責任のイニシアチブを取るのか明確な方向性未定

規制リスト

- 一部の機微な品目の輸出入を管理する国内法はある
- 一部の原子力関連や化学物質関連の品目のみ
- デュアルユース品目の規制リストはない

ライセンス

- 整備途上

罰則

- 安全保障輸出管理での罰則はない。制度の整備途上

違反の執行

- 安全保障輸出管理での執行はない。制度の整備途上



ベトナムの輸出管理制度

概況

所轄官庁

- 高い可能性: 産業貿易省 Ministry of Industry and Trade **(MOIT)**
- 各省間の「ワーキング委員会」が数年前に設立され、各省庁間の問題を話し合う場が出来たが、安全保障輸出管理については動きはない。

規制リスト

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 現在、安全保障輸出管理の包括的な規制リストはない(軍事品目とデュアルユース品共に) | <ul style="list-style-type: none">• 既存の国内法令では一部の機微な品目の輸出入を規制している(暗号品目や通信・IT 機器など) |
|---|---|

ライセンス

- 基本的に個別輸出許可、国際的な条約や協定による規制品目が対象

罰則

- 未定: 安全保障輸出管理の制度の整備途上

違反の執行

- 不明: 安全保障輸出管理の制度の整備途上

要約

- アジア・オセアニアの僅か 11-12の国・地域 (<50%) が安全保障輸出管理の法制度を導入している。
- 政府当局による執行は国によりバラつきがあるが、注目度は増しつつある。
- アセアンの中ではシンガポールとマレーシア(10か国中2カ国)のみが安全保障貿易管理を法制化している。
- 規制の範囲: 輸出、積替え、通過、無形技術移転、仲介行為
- (規制導入国は) 全ての国が「キャッチオール」規制を導入
- ほとんどの国がEUの規制リストを採用あるいは予定している
- 様々な国が独自の異なった許可・ライセンス制度をとっている
- 許可発給業務は様々な省庁となるケースがある